

## 第7期介護保険事業計画の最終評価（西ノ島町）

(1)取組と目標				(2)自己評価			運営協議会
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	評価
(1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	①自立支援、介護予防・重度化防止の普及啓発 ②介護予防教室 ③高齢者の生きがいの支援	①医師やリハビリスタッフの協力を得ながら運動機能向上、転倒予防の為に運動普及や、健康教育の実施。サロン等の参加者を増やしていく方法を検討する。 ②継続してサロン(72回/年)体操教室(30回/年)健康教室(6回/年)を開催し、会食交流事業についても引き続き支援を行う。住民のニーズに合った講座等の検討を行う。 ③高齢者クラブ等へ引き続き支援を行う。活動意欲のある高齢者へ社会参加を促していく。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 36ページ	①H30年度から隠岐島前病院のリハビリスタッフの協力があり大山地区をモデル地区として始めた筋力づくり体操(まめな体操)は、西ノ島チャンネルで放映したり、隠岐島前病院の医師やOT等が住民向けの講演会等で紹介したことにより、他地区でもやりたいと言う声が増え、現在3地区まで増えている。また、その他の地区でもやりたいと言う声が増え、開催に向け準備中である。 ②緊急事態宣言に伴い中止していたが、6月から再開し、サロンは30回/年(延べ197名参加)体操教室11回/年(※荒天の為10月は中止 延べ69名参加)。健康教室0回。 ③高齢者クラブへの支援を実施。	自己評価:【A】 ①まめな体操は、現在、5地区6カ所で開催している。緊急事態宣言が解除された後、各地区で人数を分けて開催する等、感染対策に注意しながら実施している。また西ノ島チャンネルでも放送しており、個人で重錘バンドを購入する町民や、レンタルの問い合わせなどもある。 ②コロナの影響でサロン、体操教室は4月～6月まで中止していたが、6地区中5地区が再開し、1地区新たに開催することとなった。	7期計画で目標としていた回数については、概ね実施ができた。まめな体操が定着しつつある地区では、サロン、体操教室の参加者が少なくなる傾向もあるが、コロナの影響もあり、会食交流会が出来ない為、サロンをしてほしいという区からも要望もあった。引き続き閉じこもりや認知症を予防する目的も大きいことから継続的に行いつつ内容についても検討していく。令和3年度から中止していた地区も再開し、7地区で開催することとなった。	A
(2) 生活支援サービスの充実	①多様な生活支援・介護予防サービスの整備 ②生活支援コーディネーターと協議体の取り組み	①生活支援コーディネーター、協議体メンバー、各地区区長や民生委員と地域見守り体制や生活支援体制等を検討する。 ②協議体メンバーと共に各地区へ出かけてニーズの把握や社会資源の発掘を行い、担い手養成やサービス開発等について検討する。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 38ページ	①令和元年度3月に協議体を開催予定だったが新型コロナウイルスの感染拡大防止の為延期とした。令和2年度は7月に協議体を開催。 ②協議体の中でフレイルについて白石院長からの講演や生活支援コーディネーターが作成した資源マップを配布。	自己評価:【A】 ①②延期していた協議体を7月に開催することができた。協議会の中で行政、民間、ボランティアの垣根を越えてフレイル予防や見守り体制について意識をしてもらえたと感じた。	第7期計画中に全地区にて座談会を実施。生活支援コーディネーターが中心となり、住民ニーズを把握し、地域資源マップを作成。今後、協議体等を通じて協議の場を作っていく。	A
(3) 高齢者の生活環境(住まい)整備の推進	①高齢者の住まいにかかわる新たな構想の確立と整備	①高齢者の住まいにかかわる新たな整備、特別養護老人ホームのベッド数、併設サービス等について関係機関とともに検討していく。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 39ページ	①現状の施設の建物修繕、部屋の改築等については計画し実施している。	自己評価【B】 養護老人ホーム、特別養護老人ホームの修繕等について、実施している。	現在の既存の施設については計画的に修繕など行っている。当町の入所施設の対象とならない方の住まいの確保が課題となっている。令和4年度を目途に2床掲げているので協議等行う必要がある。	B
(4) 地域ケア会議の推進	①地域ケア会議の継続	①医療・福祉関係者との地域ケア会議(12回/年)、ケース検討会(24回/年)、担当者会議(随時)等を継続して地域の課題を協議していく。関係機関同士の連絡を密にし、課題の把握に努める。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 39ページ	①地域ケア会議(11回/年)、ケース検討会(24回/年)担当者会議(随時)の実施。	自己評価:【A】 計画通り実施できた。今年度も定期的に開催予定。	医療及び福祉関係者が養護老人ホームの入所判定と福祉全般について協議する地域ケア推進会議(月1回)、個別事例検討を行うケース検討会(月2回)を継続開催する。	A

(1)取組と目標				(2)自己評価			運営協議会
テーマ	第7期における具体的な取組	目標(事業内容・指標等)	計画における参照箇所	実施内容	自己評価結果	課題と対応策	評価
(5)在宅医療・介護連携の	①在宅医療・介護連携に関する各種会議の継続 ②医療従事者の確保	①地域ケア会議(12回/年)ケース検討会(24回/年)、サービス担当者会議(随時)等を継続して地域の課題を共有し、協議していく。 ②隠岐島前病院での研修・実習の受入を継続し、魅力をアピールする。島前町村組合医療従事者等確保対策事業給付金や県事業を利用した看護体験に係る一部助成を継続実施し、就労・定着につなげる。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 40ページ	①地域ケア会議(11回/年)、ケース検討会(24回/年)担当者会議(随時)の実施。 ②隠岐島前病院での研修・実習の受け入れを実施。島前町村組合医療従事者等確保対策事業給付金や県事業を利用した看護体験に係る一部助成を実施し、採用につながっている。	自己評価【A】 ①計画通り実施できた。今年度も定期的に開催予定。 ②体験利用者は、2名(Ns2名)。島前病院に入職した職員は、3名(Ns1名、ST1名、PT1名)	要支援等高齢者の介護予防などに対し多職種が一体性をもってケアマネジメント、連携を行っていくためにも地域ケア個別会議を継続開催する。第7期中のニーズ調査では、口腔健康管理についての課題がみられたので多職種で意識をしていくよう発信していく。	A
(6)認知症施策の推進	①認知症ケアパスの普及 ②地域包括支援センターと認知症地域支援推進員の連携。	①西ノ島町伴認知症ケアパス作成を進め活用していく。②認知症の人や家族を支援する相談業務の充実、住民を対象とした認知症の理解を深めるための啓発活動の実施。地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、関係機関が連携し、支援していく体制を整える。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 41ページ	①西ノ島町版認知症ケアパスをR2年9月に作成。 ②認知症地域支援推進員が町内で行われているサロンに出向いて、住民に認知症についての啓発を行った。	自己評価【A】 ①認知症ケアパスについては作成済。今後、普及方法について検討などが必要 ②今年度も実施予定。	認知症の早期発見を目的とした認知症ケアパスを作成した。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、認知症地域支援推進と連携し予防啓発を行っていくとともに、認知症と疑われる方等について初期集中支援チームで対応していく。	A
(7)介護人材の確保	①介護職員・医療従事者等の確保と定着 ②シニア世代の介護サポーターの確保	①福祉職員等確保対策給付金制度の継続実施。介護体験に係る旅費等の助成について検討する。福祉事業所、隠岐島前病院の魅力をアピールする。 ②シニア世代の介護サポーターの確保の方法について検討していく。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 42ページ	①福祉職員等確保対策給付金制度は1件の申請があったが、介護体験に係る旅費等の助成については利用実績がなかった。 ②シニア世代のサポーターの確保について、方法を検討していく必要がある。	自己評価【A】 福祉職員確保対策給付金の申請が1件あった。福祉職員職場体験等旅費支援事業補助金について、予算措置をしていたが、コロナ禍ということもあり令和2年度の利用体験はなかった。 ②シニア世代のサポーターの確保については今後検討していく。	職場体験に係る旅費の助成や、就労にかかる引っ越し費用等の助成を行っているが、充足には至っていない。引き続き①の補助等を行いつつ、職員確保だけでなく定着等の離職防止に繋がる補助を行っていくとともにシニア世代のサポーター確保についても検討していく。	A
(8)高齢者の権利擁護体制の	①高齢者の権利擁護 ②高齢者の虐待予防	①地区に出かけての講演会を実施し、制度について普及・啓発していく。 ②医療・福祉関係者と連携をとり、高齢者の状況把握に努めることで虐待の予防・早期発見を図っていく。	第6章 3.生活圏域としての課題と重点施策 43ページ	①地区に出かけての講演会等は未実施。 ②医療・福祉関係者とはお互いに情報共有しながら連携をとるようにしている。	自己評価【A】 地区に出かけての講演会等は実施できていないが、障がい分野(福祉係)と連携し、成年後見制度について法人と併せて町民向けの研修会を開催することができた。	地区毎の権利擁護に関する講演会等は実施することはできなかったが、障がい分野と連携し、講演会を開催することができた。今後も障がい部局と連携し、成年後見制度利用促進計画や中核機関について検討していく。	A

【評価の基準】

- A : 概ね事業計画通りの事業が達成出来ている。(目安:目標の80%以上)  
B : 一部事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%~80%)  
C : ほとんど事業計画通りの事業が達成出来ていない。(目安:目標の50%以下)